

[事案 2021-19] 契約解除取消請求

・令和3年8月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年8月に悪性リンパ腫と診断されたため、令和元年9月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、平成28年9月から令和元年8月までの悪性リンパ腫による治療歴等が告知されていないことを理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により解除を取り消してほしい。

- (1)告知に際し募集人から、告知が必要となる期間や事実等について理解できるような説明はなかった。また、現在治療中の大きな病気だけを告知するよう言われたので、指示に従った。
- (2)保険会社は、悪性リンパ腫による治療歴等の不告知を指摘するが、医師から悪性リンパ腫である旨は、告知前に一度も告げられていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、現在治療中の大きな病気だけを告知すればよいなどと説明した事実はない。
- (2)申立人には悪性リンパ腫による治療歴等があったが、正しく告知されていない。また、肝機能障害、脂肪肝の治療歴等についても告知されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方、募集人による不告知教唆等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。